

食安発0201第5号

平成25年2月1日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法
施行規則の一部を改正する省令並びに食品、添加物等の規格基準の
一部を改正する件について

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則
の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」とい
う。）並びに食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年厚生労
働省告示第14号）が本日公布され、これによりと畜場法施行規則（昭和28年厚
生省令第44号）、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成
14年厚生労働省令第89号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告
示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおり
であるので、その運用に遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、と畜場における牛海綿状脳症（BSE）検査費用の補助（21か月齢以
上）については、改正省令が施行される本年4月の段階では継続するが、今後
予定されているBSE検査の対象月齢の引上げに係る食品安全委員会の2次答
申の際に見直すこととしているので、御了知ありたい。

記

第1 改正の概要

BSE症対策を開始して10年以上が経過し、国内外のリスクが大きく低下
してきた。こうした状況を踏まえ、食品安全委員会の評価に基づき、と畜場

における牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部）の取扱い及びBSE検査の対象月齢並びに牛の脊柱の取扱いについて改正するものである。

第2 改正の内容

1 と畜場法施行規則関係

- (1) 別表第一に掲げる部分から、月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。以下同じ。）の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外したこと。（第3条、第7条関係）
- (2) BSE検査の対象となる牛等の分別管理についての規定を追加したこと。（第3条第1項第10号関係）
- (3) 月齢が30月以下の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）及び脊髄並びにこれらを含むものを食用に供する場合の区分や汚染防止の規定を追加したこと。（第3条第1項第11号、第7条第1項第5号へ及び第7条第1項第15号関係）
- (4) 別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分についても、焼却することとしたこと。（第3条第1項第18号イ関係）
- (5) 別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分による枝肉等の汚染を防止することとしたこと。（第7条第1項第17号関係）
- (6) と畜検査の検査申請書に、月齢、出生の年月日及び個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定するものをいう。）を記載することとしたこと。（第15条第1項第3号関係）

2 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係

- (1) BSE検査の対象となる月齢を、30月（出生の年月日から起算して30月を経過した日を除く。）としたこと。（第1条関係）
- (2) 特定部位から、月齢が30月以下の牛の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外したこと。（第2条関係）

3 食品、添加物等の規格基準関係

食品を製造、加工又は調理する場合は、BSEの発生国又は発生地域において飼養された牛（以下「特定牛」という。）の脊柱を原材料として使用してはならないとしていたが、以下のような改正を行ったこと。

- (1) 特定牛の定義から、食品健康影響評価を踏まえ、食肉の加工に係る

安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が 30 月以下の牛を除いたこと。

- (2) 除去しなければならない脊柱の定義から、頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜を除いたこと。
- (3) 脊柱の定義に背根神経節が含まれることを改めて明示したこと。

第3 施行及び適用期日

- 1 と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係
平成25年4月1日から施行されるものであること。
- 2 食品、添加物等の規格基準関係
公布日から適用されるものであること。

第4 運用上の注意

- 1 と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則関係
 - (1) と畜場における分別管理等については、別途通知するガイドラインによること。
 - (2) 分別管理の実施主体となると畜場の設置者、管理者及びと畜業者並びにこれに協力する荷受業者、内臓業者、仲卸し業者等関係者に対し、改正内容及び今後必要となる分別管理について、周知徹底を行うこと。
- 2 食品、添加物等の規格基準関係
 - (1) 牛海綿状脳症の発生国又は発生地域に該当する国又は地域は、国又は地域内におけるBSEの発生を国際獣疫事務局（OIE）へ報告した国又は地域であること。
(参考 本年2月1日時点では以下のとおり)
アイルランド、アメリカ合衆国、イスラエル国、イタリア共和国、英国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スロバキア共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、日本、フィンランド共和国、ブラジル連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
 - (2) 食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を

踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域は我が国のほか以下のとおりであり、今後、変更が生じた場合は、別途示すこととする。

アメリカ合衆国、オランダ王国、カナダ、フランス共和国

- (3) 本改正により食品、添加物の規格基準における特定牛及び脊柱の定義が変更されることから、食品、添加物等の規格基準 第2 添加物の部 E 製造基準 4 及び第3 器具及び容器包装の部 F 器具及び容器包装の製造基準 4 に規定されている内容についても同様の取扱いとなること。
- (4) 食用に供する脊柱の分別管理等については、別途通知するガイドラインによること。
- (5) 分別管理の実施主体となる食肉処理業、食肉販売業、脊柱の加工業等関係者に対し、改正内容及び今後必要となる分別管理について、周知徹底を行うこと。

第5 その他

関係通知を以下のとおり改正する。

- (1) 「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成13年2月15日付け食発第41号)
第3を削除する。
- (2) 「と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成13年10月17日付け食発第308号)
第2の1及び別紙を削除し、第2の2を第2とする。

○ と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
(平成二十五年四月一日施行)
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(と畜場の衛生管理) 第三条 法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一七(略) 八 冷蔵設備を設置している場合は、枝肉(獣畜をとさつした後頭部、前後肢及び尾を切断し、第七条第六号、第七号及び第八号の処理を行った物をいう。以下同じ。)又は食用に供する内臓が摂氏十度以下となるよう当該設備の維持管理を適切に行うこと。この場合において、冷蔵設備内の温度の測定は、作業開始前に一回、及び作業時間内に一回以上行い、測定した日時、温度、測定者その他必要な記録を測定の日から一年間保存すること。 九 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。 十 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第七條第一項に規定する厚生労働省令で定める月齢以上の牛(そのとたい(獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。))、頭部、枝肉及び内臓を含む。以下この号において同じ。)及びこれに該当しないことが確認できない牛については、法第十四条第三項の規定による伝達性海綿状脳症に係る検査が終了するまでの間、その他の牛と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。 十一月 月齢が三十月以下の牛(出生の年月日から起算して三十月	(と畜場の衛生管理) 第三条 法第六条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一七(略) 八 冷蔵設備を設置している場合は、枝肉(獣畜をとさつした後頭部、前後肢及び尾を切断し、第七条第五号、第六号及び第七号の処理を行った物をいう。以下同じ。)又は食用に供する内臓が摂氏十度以下となるよう当該設備の維持管理を適切に行うこと。この場合において、冷蔵設備内の温度の測定は、作業開始前に一回、及び作業時間内に一回以上行い、測定した日時、温度、測定者その他必要な記録を測定の日から一年間保存すること。 九 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、その他の枝肉と区別して衛生的に管理すること。 (新設) (新設)

を経過した日までのものをいう。以下同じ。の頭部（舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。）及び脊椎並びにこれらを含むもの（以下「頭部等」という。）を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛（月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。以下同じ。）及び月齢が三十月以下であることが確認できない牛をいう。以下同じ。）の頭部等と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。

十二、十六（略）

十七 機械器具の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ（略）

ロ 獣畜のとさつ又は解体に使用するナイフ、動力付はく皮ナイフ、のこぎり、結さつ器その他のとたい又は枝肉に直接接触する機械器具の消毒は、摂氏八十三度以上の温湯を使用すること。

ハ、ホ（略）

十八 不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分（別表第一に掲げる部分を除く。）、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分（牛については、別表第一に掲げる部分と区分されていないその他の部分を含む。以下同じ。）及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行った日、処理の方法、処理を行った者その他必要な記録を処理の日から一年間

十四（略）

十五 機械器具の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ（略）

ロ 獣畜のとさつ又は解体に使用するナイフ、動力付はく皮ナイフ、のこぎり、結さつ器その他のとたい（獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。）又は枝肉に直接接触する機械器具の消毒は、摂氏八十三度以上の温湯を使用すること。

ハ、ホ（略）

十六 不可食部分等の衛生管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 不可食部分（別表第一に掲げる部分を除く。）、第十六条第三号の規定により廃棄された物、同条第四号の規定により廃棄された物、別表第一に掲げる部分及びその他の廃棄物は、その種別を表示した専用容器に収納し、処理室外に搬出し、及び焼却炉で焼却すること等により衛生上支障のないように処理すること。この場合において、同条第四号の規定により廃棄された物及び別表第一に掲げる部分の処理については、処理を行った日、処理の方法、処理を行った者その他必要な記録を処理の日から一年間保存すること。

保存すること。

ロ(略)

十九(二十四)(略)

2 衛生管理責任者は、前項第二十四号ロの確認の結果をと畜場の設置者又は管理者に対して報告すること。ただし、法第七条第一項の規定によりと畜場の管理者又は設置者が衛生管理責任者となつてゐる場合は、この限りでない。

3 別表第一に掲げる部分についての第一項第十八号イの適用については、同号イ中「焼却炉で焼却すること等」とあるのは、「牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項ただし書に該当する場合を除き、焼却炉で焼却すること」とする。

(と畜業者等の講ずべき衛生措置)

第七条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二(略)

三 牛、めん羊及び山羊のとさつに当たつては、ピッシング(ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及び脊髄を破壊することをいう。)を行わないこと。

四(略)

五 頭部の処理を行う場合においては、次に掲げるところにより行うこと。

イホ(略)

へ 月齢が三十月以下の牛の頭部(舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。)を食用に供するものとして処理を行う場合には、その他の牛の頭部による汚染を防ぐよう区分して処理すること。

六(十三)(略)

十四 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、ほかの枝肉

ロ(略)

十七(二十二)(略)

2 衛生管理責任者は、前項第二十二号ロの確認の結果をと畜場の設置者又は管理者に対して報告すること。ただし、法第七条第一項の規定によりと畜場の管理者又は設置者が衛生管理責任者となつてゐる場合は、この限りでない。

3 別表第一に掲げる部分についての第一項第十六号イの適用については、同号イ中「焼却炉で焼却すること等」とあるのは、「牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第七条第二項ただし書に該当する場合を除き、焼却炉で焼却すること」とする。

(と畜業者等の講ずべき衛生措置)

第七条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二(略)

三 牛、めん羊及び山羊のとさつに当たつては、ピッシング(ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及びせき髄を破壊することをいう。)を行わないこと。

四(略)

五 頭部の処理を行う場合においては、次に掲げるところにより行うこと。

イホ(略)

(新設)

六(十三)(略)

十四 法第十四条第三項の検査で保留された枝肉は、ほかの枝肉

と區別して保管すること。

十五 月齡が三十月以下の牛の頭部等を食用に供する場合には、
当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、
その他の牛の頭部等と工程、表示等により区分して保管するこ
と。

十六 (略)

十七 別表第一に掲げる部分は、当該部分による枝肉及び食用に
供する内臓の汚染を防ぐよう処理すること。

2・3 (略)

(自家用とさつの届出)

第十条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、次の事項に
ついて行わなければならない。

一 三 (略)

四 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年令(不明のときは、
推定年令)、特徴及び重量

五 六 (略)

(検査申請書の記載事項)

第十五条 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次の
とおりとする。

一 二 (略)

三 検査を受けようとする獣畜(牛を除く。)の種類、性別、品種、
年令(不明のときは、推定年令)、特徴及び産地並びに牛にあつ
ては、性別、品種、月令、出生の年月日、特徴、産地及び個体
識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する
特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第二条第一項に規定
するものをいう。)

四 六 (略)

2 令第七条の申請書が、法第十三条第一項第二号の規定によりと

と區別して保管すること。

(新設)

十五 (略)

十六 別表第一に掲げる部分は、当該部分による枝肉及び食用に
供する内臓の汚染を防ぐよう処理すること。

2・3 (略)

(自家用とさつの届出)

第十条 法第十三条第一項第一号の規定による届出は、次の事項に
ついて行わなければならない。

一 三 (略)

四 とさつしようとする獣畜の種類、性別、年令(不明のときは、
推定年令)、特徴及び重量

五 六 (略)

(検査申請書の記載事項)

第十五条 令第七条の規定により申請書に記載すべき事項は、次の
とおりとする。

一 二 (略)

三 検査を受けようとする獣畜の種類、性別、品種、年令(不明
のときは、推定年令)、特徴及び産地

四 六 (略)

さつした獣畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の規定による検査に係るものときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申請書に添えなければならない。

一・二(略)

三 獣畜(牛を除く。)の種類、性別、年齢(不明のときは、推定年齢)及び特徴並びに牛にあつては、性別、月齡、出生の年月日及び特徴
四・五(略)

別表第一 (第三条、第七条関係)

牛の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。)並びに月齡が三十月を超える牛の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)及び脊髄並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸(これらに付属するリンパ節を含む。)並びにめん羊及び山羊(月齡が満十二月以上のものに限る。)の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)脊髄及び胎盤

2

令第七条の申請書が、法第十三条第一項第三号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合における法第十四条第二項及び第三項の規定による検査に係るものときは、次の各号に掲げる事項を記載した死亡診断書又は死体検案書を当該申請書に添えなければならない。

一・二(略)

三 獣畜の種類、性別、年齢(不明のときは、推定年齢)及び特徴
四・五(略)

別表第一 (第三条、第七条関係)

牛の頭部(舌及び頬肉を除く。)せき髄及び回腸(盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。)並びにめん羊及び山羊の扁桃、脾臓、小腸及び大腸(これらに付属するリンパ節を含む。)並びにめん羊及び山羊(月齡が満十二月以上のものに限る。)の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)せき髄及び胎盤

○ 厚生労働省関係牛海绵状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）（抄）（第二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（と畜場における牛海绵状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢） 第一条 牛海绵状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、三十月（ただし、出生の年月日から起算して三十月を経過した日を除く。）とする。 （牛の特定部位） 第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄とする。	（と畜場における牛海绵状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢） 第一条 牛海绵状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第一項の厚生労働省令で定める月齢は、二十一月とする。 （牛の特定部位） 第二条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）とする。

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 新旧対照条文
○食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
第1 食品 (略)	第1 食品 (略)	第1 食品 (略)
B 食品一般の製造、加工及び調理基準 1～7 (略)	B 食品一般の製造、加工及び調理基準 1～7 (略)	B 食品一般の製造、加工及び調理基準 1～7 (略)
8 牛海綿状脳症(牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。)の発生国又は発生地域において飼養された牛(食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された、月齢が30月以下の牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。)を除く。以下「特定牛」という。)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、 <u>脊柱(背根神経節を含む、^{せき}頸椎横突起、^{せき}胸椎横突起、^{せき}腰椎横突起、^{せき}頸椎棘突起、^{せき}胸椎棘突起、^{せき}腰椎棘突起、^{せき}正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)を除く</u> し、 <u>食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、特定牛のせき柱を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛のせき柱に由来する油脂を、高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合には、この限りでない。</u>	8 牛海綿状脳症(牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。)の発生国又は発生地域において飼養された牛(以下「特定牛」という。)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、 <u>せき柱(胸椎横突起、^{せき}腰椎横突起、^{せき}仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。)を除く</u> し、 <u>食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、特定牛のせき柱を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛のせき柱に由来する油脂を、高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合には、この限りでない。</u>	8 牛海綿状脳症(牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第2条に規定する牛海綿状脳症をいう。)の発生国又は発生地域において飼養された牛(以下「特定牛」という。)の肉を直接一般消費者に販売する場合は、 <u>せき柱(胸椎横突起、^{せき}腰椎横突起、^{せき}仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。)を除く</u> し、 <u>食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、特定牛のせき柱を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛のせき柱に由来する油脂を、高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合には、この限りでない。</u>

(略)	(略)
第2 添加物	第2 添加物
(略)	(略)
E 製造基準	E 製造基準
添加物一般	添加物一般
1. ～3. (略)	1. ～3. (略)
4. 添加物を製造し、又は加工する場合は、特定牛の <u>脊柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>脊柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合には、この限りでない。	4. 添加物を製造し、又は加工する場合は、特定牛の <u>せき柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>せき柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合には、この限りでない。
(略)	(略)
第3 器具及び容器包装	第3 器具及び容器包装
(略)	(略)
F 器具及び容器包装の製造基準	F 器具及び容器包装の製造基準
1 ～3 (略)	1 ～3 (略)
4 器具又は容器包装を製造する場合は、特定牛の <u>脊柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>脊柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合には、この限りでない。	4 器具又は容器包装を製造する場合は、特定牛の <u>せき柱</u> を原材料として使用してはならない。ただし、特定牛の <u>せき柱</u> に由来する油脂を、高温かつ高圧の条件下で、加水分解、けん化又はエステル交換したものを、原材料として使用する場合には、この限りでない。
(略)	(略)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二四）
- 税制調査会令（二五）
- 予防接種法施行令の一部を改正する政令（二六）

〔省 令〕

- 財務省組織規則の一部を改正する省令（財務二）
- と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八）

〔告 示〕

- 市の境界変更（総務二七）
- 円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三五）
- 債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三六）

- 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（厚生労働一三）

- 食品添加物等の規格基準の一部を改正する件（同一四）

- 野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産四二三）
- 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件（同四二四）

- 特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁五）
- 国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（同六）

- 都市計画に関する件（国土交通八四、八五）

- 信号符号を点附した件（同八六）
- 信号符号を取り消した件（同八七）
- 船舶国籍証書が無効となった件（同八八）

- 航路標識に関する件（海上保安庁三〇〇三八）

- 道路に関する件（東北地方整備局一八）

- 道路に関する件（北陸地方整備局九〇一一）

- 道路に関する件（近畿地方整備局二二〇二七）

- 道路に関する件（四国地方整備局四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十四年度一級及び二級建築施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（国土交通省）
平成二十四年度一級及び二級電気工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（同）

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、税理士懲戒処分、建築士懲戒処分効力停止、一級建築士の免許の取消し関係裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係特殊法人等
平成二十六年（二〇一四）暦要項関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

- ◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第二四号）（内閣府本府）
1 内閣府本府に税制調査会を設置することとした。（第三一条関係）
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

- ◇税制調査会令（政令第二五号）（内閣府本府）
1 税制調査会（以下「会議」という。）は、委員三〇人以内で組織することとした。（第一条関係）
2 その他会議の運営等に関する規定を置くこととした。
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

- ◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第二六号）（厚生労働省）
1 日本脳炎及び結核の発生及びまん延を予防するため、これらの疾病に係る定期の予防接種の対象者を拡大することとした。（第一条の二及び附則第四項関係）
2 この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

財務省組織規則の一部を改正する省令
財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第九岡山東の項中「阿津」を「阿津、泉田二丁目六番・七番二十六号・七番三十二号」に、「富浜町、豊成」を「富浜町」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年二月二日から施行する。

○厚生労働省令第八号

と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第六條及び第九條、と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）第七條並びに牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七條第一項及び第二項の規定に基づき、と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（と畜場法施行規則の一部改正）

第一条と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第七條第五号、第六号及び第七号」を「第七條第六号、第七号及び第八号」に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第十七号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十六号イ中「別表第一に掲げる部分」の下に「牛については、別表第一に掲げる部分と区分されないその他の部分を含む。以下同じ。」を加え、同号を同項第十八号とし、同項第十五号ロ中「獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ。」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七條第一項に規定する厚生労働省令で定める月齢以上の牛（そのとたい（獣畜をとさつした物であつて、枝肉以外のものをいう。以下同じ）、頭部、枝肉及び内臓を含む。以下この号において

同じ。）及びこれに該当しないことが確認できない牛については、法第十四條第三項の規定による伝達性海綿状脳症に係る検査が終了するまでの間、その他の牛と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。

十一 月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。以下同じ。）の頭部（舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。）及び脊髄並びにこれらを含むもの（以下「頭部等」という。）を食用に供する場合に、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛（月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のもの）をいう。以下同じ。）及び月齢が三十月以下であることが確認できない牛をいう。以下同じ。）の頭部等と工程、表示等により区分して衛生的に管理すること。

第三条第二項中「前項第二十二号ロ」を「前項第二十四号ロ」に改め、同条第三項中「第一項第十六号イ」を「第一項第十八号イ」に改め、（平成十四年法律第七十号）を削る。

第七条第一項第三号中「せき髄」を「脊髄」に改め、同項第五号中ホの次に次のように加える。

ハ 月齢が三十月以下の牛の頭部（舌及び頬肉を除く。以下この条において同じ。）を食用に供するものとして処理を行う場合には、その他の牛の頭部による汚染を防ぐよう区分して処理すること。

第七条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 月齢が三十月以下の牛の頭部等を食用に供する場合には、当該牛の頭部等については、とさつ、解体及び保管の各段階で、その他の牛の頭部等と工程、表示等により区分して保管すること。

第十条第四号中「年令」を「年齢」に改める。

第十五条第一項第三号中「獣畜」の下に「牛を除く。」を加え、「年令」を「年齢」に改め、「産地」の下に「並びに牛にあつては、性別、品種、月齢、出生の年月日、特徴、産地及び個体識別

番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）を加え、同条第二項第三号中「獣畜の下に（牛を除く。）」を加え、「年令」を「年齢」に改め、「特徴」の下に「並びに牛にあつては、性別、月齢、出生の年月日及び特徴」を加える。

別表第一中「牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）を「牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄」に、「せき髄」を「脊髄」に改める。

（厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二十一月」を「三十月（ただし、出生の年月日から起算して三十月を経過した日を除く。）」に改める。

第二条中「牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）せき髄及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）を「牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のもの）をいう。」の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）及び脊髄」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

○総務省告示第二十七号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基づき、岩手県花巻市と北上市との境界を次のとおり変更する旨、岩手県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十五年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十五年二月一日

総務大臣 新藤 義孝

花巻市に編入する区域

北上市更木一地割五の一の一、六の一の一、五四の一の一、五五の一の一、五六の一の一、五七の一の一、一〇四の一の一、一〇五の一の一、一〇六の一の一、一〇九の一の一

北上市に編入する区域

花巻市東十二丁目第三地割八八の一の一、八八の一、一〇一の一から一〇九の一の各一部、一九四の一の一、一九六の一の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに八八の一の地の先導路である公有地の一部

○外務省告示第三十五号

平成二十五年一月十五日にネービーロードで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十五年二月一日

外務大臣 岸田 文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とミャンマー連邦共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光榮を有します。

1 千九百八十八億八千七百三十三万三千三百三十一円（一九八、八八一、一七三、三三三）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、日本国政府とミャンマー連邦共和国政府により共同で準備された社会経済開発支援計画（以下「計画」という。）の下でのミャンマー連邦共和国政府の努力を支援することを目的として、二十二年四月二十一日付けの「日本・ミャンマー首脳会談に関する共同プレスステートメント」に照らし、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従って、ミャンマー連邦共和国政府に供与されることになる。

4	百スイス・フラン	九千百円
5	三万スイス・フラン	二万七千四百円